改良縦笛の貸与

さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校小学部及び中学部 に在籍する児童生徒で上肢に障害があり、音楽教材のうち縦笛の演奏に支障をきたす者の保護者に 対して、縦笛の改造品又は補装器具を貸与します。

1 改良縦笛の貸与を受けることのできる者

上肢に障害があり、かつ、改良縦笛の使用を希望する児童生徒の保護者とします。

2 貸与申請

改良縦笛の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書により、改良縦笛の使用を希望する児童生徒の在籍する学校の校長を経て、さいたま市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請してください。

3 貸与の決定

教育委員会は、貸与申請があったときは、貸与の可否を決定し、改良縦笛の使用を希望する児童生徒の在籍する学校の校長を経て、申請者に通知します。

4 貸与期間

改良縦笛の貸与期間は、改良縦笛を使用する児童生徒(以下「使用者」という。)の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する期間とします。

5 保管の義務

改良縦笛の貸与を受けた者及び使用者は、貸与期間中、責任をもって改良縦笛を保管してください。

6 返納

改良縦笛の貸与を受けた者は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、在籍する学校の校 長を経て、改良縦笛を教育委員会に返納してください。

- (1) 貸与期間が満了した時
- (2) さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校小学部若しくは中学部以外の学校に転出した時
- (3) この他、教育委員会が必要と認めた時

7 その他

詳しくは、さいたま市教育委員会学校教育部特別支援教育室までお問合せください。

さいたま市教育委員会 学校教育部 特別支援教育室 TEL 048-829-1667 FAX 048-829-1990